



発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………一
- 特定商取引に関する法律による行政処分(二件)……………一
- ……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 生活保護法による介護機関の指定……………二
- ……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………二
- 政治団体の届出……………三
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………四
- 政治団体の解散の届出……………七
- 資金管理団体の指定の届出……………八
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………八
- 資金管理団体の取消しの届出……………九
- たき火禁止区域の指定……………一〇
- 建設業者に関する告示(二件)……………二
- ……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………二

告示

●東京都告示第千三百七十号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年十一月十二日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三二八	雑誌	GUSH mania COMICS きもちいい穴シエアハウス 五〇九六四一一 株式会社海王社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四三二九	雑誌	DAITO COMI CS BLシリーズ 入った銭湯で口説かれてます 五五九九一六 株式会社秋水社	同右

●東京都告示第千三百七十一号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。)第七条第一項及び第八条第一項の規定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社西武住建

(二) 代表者氏名 志田 健太

(三) 主たる事務 神奈川県横浜市南区吉野町五丁目二十所の所在地 九番第三吉田ビルテラスD

二 処分年月日 令和三年十月二十六日

三 処分の内容

(一) 業務停止命令

令和三年十月二十七日から令和四年四月二十六日までの間(六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の業務を停止する。

ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 役務提供契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

●東京都告示第千三百七十二号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者 志田 健太

二 処分年月日 令和三年十月二十六日

三 処分の内容

令和三年十月二十七日から令和四年四月二十六日まで(六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

(一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。

(二) 役務提供契約の申込みを受けること。

(三) 役務提供契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条の二第一項

●東京都告示第千三百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十

五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月十二日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340455816	株式会社ヤマグチ薬局	神奈川県相模原市緑区橋本2-9-6	ヤマグチ薬局 哲学堂店	東京都新宿区西落合2-24-16	居宅療養管理指導	令和3年9月1日
1340455816	株式会社ヤマグチ薬局	神奈川県相模原市緑区橋本2-9-6	ヤマグチ薬局 哲学堂店	東京都新宿区西落合2-24-16	介護予防居宅療養管理指導	令和3年10月1日
1315525407	医療法人社団篠田会	東京都世田谷区大原2-23-19	医療法人社団篠田会 大原クリニック	東京都世田谷区大原2-23-19	訪問リハビリテーション	令和3年8月1日
1315525407	医療法人社団篠田会	東京都世田谷区大原2-23-19	医療法人社団篠田会 大原クリニック	東京都世田谷区大原2-23-19	介護予防訪問リハビリテーション	令和3年10月1日
1341555473	株式会社ビーフラット	東京都新宿区中落合3-27-17	宇津薬局 高井戸店	東京都杉並区高井戸東2-13-8 プリマヴェール1階	居宅療養管理指導	令和3年9月1日
1341555473	株式会社ビーフラット	東京都新宿区中落合3-27-17	宇津薬局 高井戸店	東京都杉並区高井戸東2-13-8 プリマヴェール1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年9月1日
1370101154	株式会社生成	東京都江東区東陽3-28-9-1001	A.L.サポート生成	東京都江東区東陽3-28-9-1001	訪問介護	令和3年7月1日
1343051893	株式会社杏朋	東京都中央区八重洲1-5-15	あんず薬局 立川店	東京都立川市柏町3-23-4 ハイムフォルトウーナ102号	居宅療養管理指導	令和3年10月1日
1343051893	株式会社杏朋	東京都中央区八重洲1-5-15	あんず薬局 立川店	東京都立川市柏町3-23-4 ハイムフォルトウーナ102号	介護予防居宅療養管理指導	令和3年10月1日
1341957141	株式会社泉鴨萬盛堂薬局	東京都豊島区巢鴨3-16-12	泉鴨萬盛堂薬局 大山東町店	東京都板橋区大山東町58-15	居宅療養管理指導	令和3年10月1日
1341957141	株式会社泉鴨萬盛堂薬局	東京都豊島区巢鴨3-16-12	泉鴨萬盛堂薬局 大山東町店	東京都板橋区大山東町58-15	介護予防居宅療養管理指導	令和3年10月1日

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
日本維新の会衆議院東京都第6選挙区支部	碓井 梨恵	小川 義人	世田谷区経堂1-21-18	R3. 9. 21	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部	藤川 隆史	今泉 俊明	豊島区西池袋3-30-11	R3. 9. 24	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第19選挙区支部	山崎 英昭	山崎 絹子	西東京市泉町5-15	R3. 9. 2	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都葛飾区第十七支部	安西 将信	林田 昌美	葛飾区金町6-7-14	R3. 9. 15	○
自由民主党東京都葛飾区第二十一支部	大森 有希子	天童 麦	葛飾区宝町1-2-29	R3. 9. 13	○
自由民主党東京都葛飾区第三十四支部	小野瀬 祐次	菊地 薫	葛飾区細田4-32-2	R3. 9. 22	○
自由民主党東京都葛飾区第三十七支部	齊藤 大介	斉藤 隆夫	葛飾区新宿2-17-15	R3. 9. 9	○
自由民主党東京都葛飾区第三十八支部	竹本 利昭	萱野 二郎	葛飾区東新小岩7-5-3	R3. 9. 21	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
うすいりえ後援会	碓井 梨恵	小川 義人	世田谷区経堂1-21-18	R3. 9. 16	衆議院議員	碓井 梨恵、衆議院議員

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)
新党 日本のこころ	澤口 祐司	澤口 祐司	中野区東中野5-1-1	R3. 9. 28	衆議院議員

(3) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
ひよらない会	前畑 伸光	前畑 伸光	世田谷区船橋1-3-8	R3. 9. 8	民井 良治、衆議院議員

●東京都選挙管理委員会告示第百五十六号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六

告示（選）

条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年十一月十二日

東京都選挙管理委員会

(4) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
かつしか区民の力	大高 幹	深見 尚美	葛飾区東四つ木3-6-1 2	R3. 9. 13
人を大切にすゝる武蔵野の会	櫻井 慈雨	櫻井 浩子	武蔵野市吉祥寺南町3-7 -7	R3. 9. 14
町田の福祉向上委員会	南部 渚	南部 匠	町田市常盤町3047-5	R3. 9. 27
目黒区行政監視団	須藤 健太郎	須藤 健太郎	目黒区緑が丘1-11-3	R3. 9. 9
長谷川ひではる東京後援会	福嶋 浩之	池田 淳一	港区六本木1-7-27	R3. 9. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七  
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が  
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次と  
おり公表する。

令和三年十一月十二日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党江戸川総支部	竹平 智春	代表者の氏名	竹平 智春	上野 和彦	R3. 8. 31
日本維新の会衆議院東京都第4選挙区支部	林 智興	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第4選挙区支部	日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部	R3. 9. 16
		主たる事務所の所在地	大田区矢口1-22-22	豊島区池袋1-2-5	R3. 9. 16

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
昭島市医師政治連盟	竹口 甲二	代表者の氏名	竹口 甲二	八尾 雅章	R3. 6. 25
		会計責任者の氏名	寺野 和宏	山川 博生	R3. 6. 25
伊藤大気後援会	石橋 正夫	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	R2. 12. 30
江戸川北税理士政治連盟	菅原 勝義	会計責任者の氏名	山田 英和	杉野 元昭	R3. 6. 18
大村小太郎と練馬区の政治を国民の手に取り戻す会	川村 慶太郎	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉中3-22-14	練馬区高松4-26-10	R2. 8. 1
加藤たくま後援会	加藤 拓磨	主たる事務所の所在地	中野区弥生町5-11-22	中野区弥生町5-16-18	R3. 9. 1
小平市歯科医師政治連盟	石橋 浩造	主たる事務所の所在地	小平市小川西町4-15-8	小平市小川町1-101-39	R3. 9. 10
		代表者の氏名	石橋 浩造	柏木 敏男	R3. 9. 10
		会計責任者の氏名	中澤 俊哉	石橋 浩造	R3. 9. 10
西園寺みきことまんまる市民会議	西園寺 美希子	会計責任者の氏名	市橋 綾子	金井 真人	R3. 6. 1
参政党 東京支部	今井 奈津美	主たる事務所の所在地	小平市小川町1-502-105	新宿区北新宿3-24-1	R3. 9. 21
		会計責任者の氏名	野々田 桂	池田 美江子	R3. 9. 21
だて淳一郎サポーターズクラブ	伊達 淳一郎	主たる事務所の所在地	国分寺市西町4-3-11	国分寺市西町4-1-38	R3. 9. 25
東京都社会保険労務士政治連盟	柏木 弘文	会計責任者の氏名	堀内 勝	長尾 修治	R3. 6. 4
東京都新宿区四谷牛込歯科医師連盟	入交 重雄	代表者の氏名	入交 重雄	磯山 永次郎	R3. 9. 15
		会計責任者の氏名	久保 佳哉	坂本 英一郎	R3. 9. 15

東京都宅建政治連盟西多摩支部	中村 健泰	主たる事務所の所在地	青梅市師岡町4-2-5	青梅市河辺町10-10-4	R3. 9. 1
東京の豊かな生活を考える会	児玉 真二	主たる事務所の所在地	板橋区大山町1-1	練馬区北町6-32-26	R3. 9. 5
		会計責任者の氏名	山内 菜々	笹本 達也	R3. 9. 5
中島よしきを応援する会	中嶋 良樹	主たる事務所の所在地	日野市日野台2-31-8	日野市東豊田1-20-5	R3. 9. 22
中野税理士政治連盟	越田 勝則	代表者の氏名	越田 勝則	三浦 祥孝	R3. 6. 10
根本りょうすけ後援会	根本 良輔	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R3. 9. 1
ひえだみなこと歩む会	福澤 美菜子	主たる事務所の所在地	国立市中2-13-48	国立市中3-6-30	R3. 9. 6
日比谷政治経済研究会	中村 勇太	会計責任者の氏名	針谷 利幸	谷中 勝一	R3. 8. 1
表現の自由ネクスト	栗下 善行	政治団体の名称	表現の自由ネクスト	表現の自由フォーラム	R3. 9. 6
ひよらない会	前畑 伸光	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	R3. 9. 26
ふじ川たかしを応援する会	藤川 隆史	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R3. 9. 21
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R3. 9. 21
保坂三蔵後援会	川上 昭栄	代表者の氏名	川上 昭栄	遠藤 俊一	R3. 9. 2
武蔵野・生活者ネットワーク	西園寺 美希子	代表者の氏名	西園寺 美希子	渡部 直子	R3. 6. 1
		会計責任者の氏名	市橋 綾子	大島 登志子	R3. 6. 1
山崎英昭を育てる会	山崎 英昭	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R3. 9. 24
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R3. 9. 24
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	山崎 英昭、衆議院議員		R3. 9. 24

●東京都選挙管理委員会告示第百五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七  
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの  
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公  
 表する。

令和三年十一月十二日

東京都選挙管理委員会

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
大村小太郎と練馬区の政治を国民の手に取り戻す会	川村 慶太郎	R3. 9. 28
興津秀憲後援会	興津 秀憲	R3. 9. 1
かつしか区民の力	大高 幹	R3. 9. 11
山征会	山内 晃	R3. 7. 22
市民が主役・調布の会	鈴木 ヒデヨ	R3. 8. 10
秀友会	興津 秀憲	R3. 9. 1
清流会	保坂 三蔵	R3. 9. 2
都民ファーストの会小平市第1支部	佐野 郁夫	R3. 8. 31
都民ファーストの会佐野郁夫後援会	佐野 郁夫	R3. 8. 31
ひよらない会	前畑 伸光	R3. 9. 28
ふじの勝後援会	指田 吉男	R3. 8. 31
保坂三蔵後援会	川上 昭栄	R3. 9. 2
武蔵村山あたらしい時代を創る会	土方 清治	R3. 8. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百五十九号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

令和三年十一月十二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
碓井 梨恵	衆議院議員	うすいりえ後援会	世田谷区経堂1-21-18	R3. 9. 16
中嶋 良樹	市議会議員	中島よしきを応援する会	日野市日野台2-31-8	R3. 9. 22
南部 渚	市議会議員	町田の福祉向上委員会	町田市常盤町3047-5	R3. 9. 25
藤川 隆史	衆議院議員	ふじ川たかしを応援する会	新宿区大久保2-24-7	R3. 9. 21

●東京都選挙管理委員会告示第百六十号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

令和三年十一月十二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
竹平 智春	竹平ちはる後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員、都議会議員	R3. 7. 23
伊達 淳一郎	だて淳一郎サポーターズクラブ	主たる事務所所在地	国分寺市西町4-3-11	国分寺市西町4-1-38	R3. 9. 25
根本 良輔	根本りょうすけ後援会	公職の種類	区議会議員	衆議院議員	R3. 9. 1
山崎 英昭	山崎英昭を育てる会	公職の種類	衆議院議員	市議会議員	R3. 9. 24

●東京都選挙管理委員会告示第百六十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった  
 旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に  
 より、次のとおり公表する。  
 令和三年十一月十二日  
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
興津 秀憲	興津秀憲後援会	R3. 9. 1
佐野 郁夫	都民ファーストの会佐野郁夫後援会	R3. 7. 22
保坂 三蔵	清流会	R3. 9. 2
山内 晃	山征会	R3. 7. 22

# 告 示 (消)

## ●東京消防庁告示第6号

消防法 (昭和23年法律第186号) 第23条の規定により、  
たき火禁止区域を次のように指定する。

令和3年11月12日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

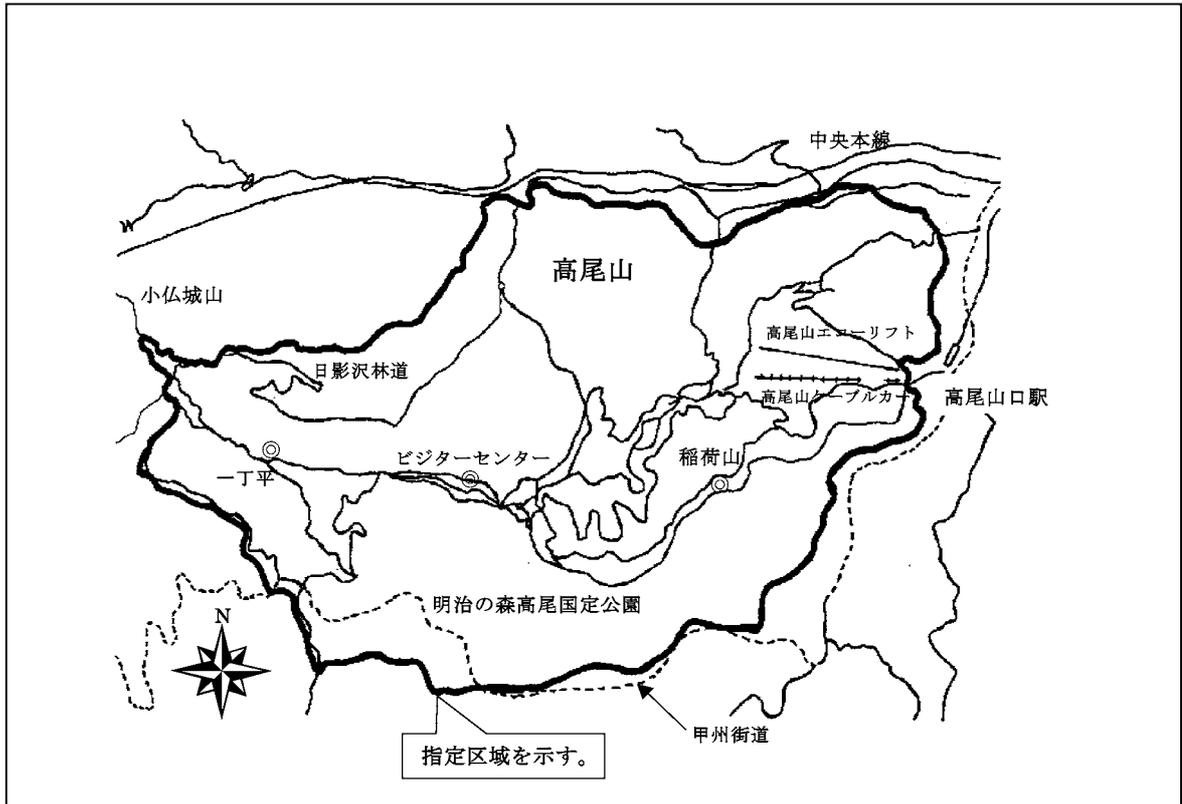
### 1 指定区域

八王子市高尾町、裏高尾町及び南浅川町 (明治の森高尾  
尾国定公園指定区域に限る。) の区域 (別図の太線内の  
部分)

### 2 指定日時

令和3年12月31日午前10時から令和4年1月3日午後  
3時まで

別図



公 告

建設業の許可の取消処分公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和三年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分した年月日

令和三年十月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社アイミニング

江東区清澄三丁目六番十九号

長谷川 芳人

東京都知事許可（般一三十）第一四九八六〇号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第一号に基づく許可の取消

し

四 処分の原因となった事実

被処分者は、専任技術者が不在であり、このことが建設業法第二十九条第一号に該当する。

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」とい

う。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和三年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分をした年月日

令和三年十月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社コムレイド

東京都新宿区西新宿八丁目十一番一号

奥村 慎介

許可なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部（処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵かしに基づく修繕工事の施工等を除く。）

(二) 期間

令和三年十一月十五日から同月十八日までの四日間

四 処分の原因となった事実

株式会社コムレイドは、東京都杉並区内及び東京都大田区内の内装工事において、法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第一条の二に定める金額以上となる請負契約を締結した。

このことが、法第二十八条第二項第二号及び同条第三項に該当する。

一 処分をした年月日

令和三年十月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社ビーツイン

東京都杉並区宮前五丁目一番七号

平井 聡士

許可なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部（処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵かしに基づく修繕工事の施工等を除く。）

(二) 期間

令和三年十一月十五日から同月十八日までの四日間

四 処分の原因となった事実

株式会社ビーツインは、東京都杉並区内及び東京都大田区内の内装工事において、法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、令第一条の二に定める金額以上となる請負契約を締結した。

このことが、法第二十八条第二項第二号及び同条第三項に該当する。

一 処分をした年月日

令和三年十月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代

表者の氏名及び許可番号

株式会社インターテック

東京都千代田区飯田橋一丁目七番九号

宇田川 美枝子

許可なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵かしに基づく修繕工事の施工等を除く。)

(二) 期間

令和三年十一月十五日から同月十七日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社インターテックは、東京都世田谷区内の内装工事において、法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、令第一条の二に定める金額以上となる請負契約を締結した。

このことが、法第二十八条第二項第二号及び同条第三項に該当する。

一 処分をした年月日

令和三年十月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

鬼塚工業株式会社

東京都足立区西伊興三丁目十三番二号

渡部 順子

東京都知事許可(般一〇二)第一八六九〇号

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵かしに基づく修繕工事の施工等を除く。)

(二) 期間

令和三年十一月十五日から同月十七日までの三日間

四 処分の原因となった事実

鬼塚工業株式会社は、東京都世田谷区内の内装工事において、法第三条第一項の規定に違反して、契約締結時に内装工事業の許可を受けていないにもかかわらず、令第一条の二に定める金額以上となる請負契約を締結した。

このことが、法第二十八条第二項第二号及び同条第三項に該当する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

